



特別養護老人ホーム 筑波園（料金表）

令和6年6月1日～

介護老人福祉施設 別館・ユニット型個室（1人部屋）

要介護度		1日あたり（介護保険報酬内訳）									
		単位	看護体制加算Ⅰ （※1）	日常生活継続支援加算 （※2）	夜勤職員配置加算Ⅳ（※3）	個別機能訓練加算Ⅰ （※4）	介護職員処遇改善加算 （※5） 総単位数×14%	合計単位	1単位の標準 5級地（※6） 合計単位数 ×10.45円	自己負担額 （目安） 1割負担の方	自己負担額 （目安） 2割負担の方
利用料金	要介護1	670	6	46	33	12	107	874	9,133円	914円	1,827円
	要介護2	740					117	954	9,969円	997円	1,994円
	要介護3	815					128	1,040	10,868円	1,087円	2,174円
	要介護4	886					138	1,121	11,714円	1,172円	2,343円
	要介護5	955					147	1,199	12,529円	1,253円	2,506円

（※7）日常生活継続支援加算の算定要件が満たされない際は、サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位がかかります。

（※14）生活機能向上連携加算（Ⅱ）は個別機能訓練加算Ⅰを算定している際は、月100単位がかかります。

【科学的介護情報システム（LIFE）に基づいた加算（月1回算定）】（※8）科学的介護推進体制加算Ⅱ 50単位 （※9）個別機能訓練加算Ⅱ 20単位

（※10）褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位 又はⅡ 13単位 （※11）排せつ支援加算Ⅰ 10単位 又はⅡ 15単位 又はⅢ 20単位

※ 自己負担額×日数ではありません。下記の計算例をご参照ください。

例）要介護3の方で30日利用された場合（1割負担）の計算例

{（815単位）+（6単位）+（46単位）+（33単位）+（12単位）}×30日+（50単位+20単位+13単位+10単位+100単位）=27,553単位（A）

（A）×14%=2,287単位（B・四捨五入）

（A）+（B）×10.45円=328,234円（C・切り捨て）（総ご利用額）

（C×90%）=295,410円（D・切り捨て）介護保険適用

（C）-（D）=32,824円（介護保険自己負担額）

要介護度	1ヶ月（30日） 1割負担の方	1ヶ月（30日） 2割負担の方	1ヶ月（30日） 3割負担の方
要介護1	27,642円	55,284円	82,926円
要介護2	30,143円	60,286円	90,429円
要介護3	32,824円	65,648円	98,472円
要介護4	35,362円	70,724円	106,086円
要介護5	37,827円	75,654円	113,481円

+

減額（※12）	食事	居住費	1ヶ月（30日）
第1段階	300円／日	820円／日	33,600円
第2段階	390円／日	820円／日	36,300円
第3段階(1)	650円／日	1,310円／日	58,800円
第3段階(2)	1,360円／日	1,310円／日	80,100円
第4段階	1,445円／日	2,006円／日	103,530円

下記の事項に該当する場合にお支払いただくもの			介護保険適用時の自己負担額（目安）
初期加算	入所してから起算して30日以内の期間につきお支払いただきます。また30日を超える入院後に再び入所された場合も同様です。	30単位／日	34円／日
安全対策体制加算	入所初日につきましてお支払いただきます。安全対策を実施する体制を備えている事に対する評価。	20単位／入所初日	23円／入所初日
若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の方の入所に対し個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する場合。	120単位／日	136円／日
外泊時加算	ご利用者の方が短期入院又は外泊された場合、1ヶ月につき6日以内（連続して6日、複数の月にまたがる場合は12日）日数分お支払いただきます。	246単位／日	278円／日
経口移行加算	食事を経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合。	28単位／日	32円／日
経口維持加算Ⅰ	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合。	400単位／月	453円／月
経口維持加算Ⅱ	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合。	100単位／月	113円／月
療養食加算	医師の指示書に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食などを提供した場合。1日3回を限度とする。	6単位／食	7円／食
看取り介護加算（Ⅰ）	看取り介護を行った場合にお支払いただきます。なお、看取り介護加算（Ⅰ）は死亡月にまとめて算定します。ご利用者が入院等で退所し施設を利用していない月でも看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。		
	お亡くなりになった日	1,280単位／日	1,449円／日
	お亡くなりになった日以前2日及び3日	680単位／日	770円／日
	お亡くなりになった日以前4日以上～30日以下	144単位／日	163円／日
	お亡くなりになった日以前31日以上～45日以下	72単位／日	82円／日
再入所時栄養連携加算	入院時と退院時で食事形態が変更になった場合当該医療機関の管理栄養士と施設の管理栄養士が連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。	400単位／月	453円／月

ご利用者・ご家族のご希望によってサービスを利用された場合にお支払いいただくもの

貴重品の管理	年金証書・預金通帳・権利証・契約書類・保険証書・実印・印鑑登録カード・銀行印などの保管のみを行うサービス	800円／月
	お預かりしている預金通帳からの税金、医療費等の支払い業務代行サービス	1,200円／月
複写物の交付	ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス（別途の契約により無料にて交付するものは除きます）	1枚10円（A4）
買い物代行	地元の商店等での買い物をするサービス又は、インターネット・買物発注代行（ご家族にて対応が困難な場合のみ）	100円／回
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	2,000円／回 （顔そり300円） （毛染め1,500円）
電気製品使用料	個人的に使用する電気製品（テレビ・電気毛布等）を持ち込んで使用する場合	1品 500円／月
外出行事や特別なレクリエーション等	その企画の都度、ご利用者様もしくはご家族様の希望をお伺いして実施します	実費相当分 レク・リハビリは無料
お好み食	通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合（お酒や特別な副菜等）	実費相当分
料金引落サービス	事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料	70円／1回

その他施設より提供するものと除外品

日用品	提供品・・・トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、シャンプー、バスタオル、入浴のタオル、おしぼり等。 提供除外品・・・当施設で提供するメーカー、種類以外をご希望される場合や、一般的に使用する頻度や数量を超える場合。また個人での使用が明らかな物。
おむつ	提供品・・・紙おむつ、布おむつ、パッド 提供除外品・・・当施設で提供するメーカー・種類以外をご希望される場合。
衣類の洗濯	ご利用者様の日常着の洗濯は実施致します。尚素材などにより、洗濯が難しい衣類等については、ご家族様での対応をお願い致します。
その他	提供品・・・ベッド（含む寝具）、一般型車いす

外出行事に係る料金

実費などかかるもの	外食の場合の食事代金・個人でのお土産・施設の入場料金等		
職員の引率代（1回） ガソリン 高速代含む	つくば市内	買い物のみ	350円
		外食のみ	350円
		外出行事参加料	600円
	近距離 例）下妻市、土浦市	（用途問わず）	700円
	中距離 例）水戸市	（用途問わず）	1,300円
	長距離 例）日立市	（用途問わず）	2,000円
	県外の対応 例）東京都	（用途問わず）	2,600円

※1	看護体制加算Ⅰとは、常勤の看護師を1名以上配置していること。
※2	日常生活継続支援加算とは、日常生活に支援を来す要介護度の高い方や認知症の症状のある方を受け入れ、専門性の高い有資格者（介護福祉士）の配置基準を満たしている場合に算定されます。※尚算定要件等の関係で加算される月と加算されない月がありますので請求等ご確認下さい。
※3	夜勤職員配置加算Ⅲ、Ⅳとは、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。）に必要となる夜勤職員の数をもとに1人以上上回って配置すること。また、その中の1名が喀痰吸引行為業務従事者認定のものであること。
※4	個別機能訓練加算Ⅰとは、常勤の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、多職種が共同して当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うこと。
※5	介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※6	事業所所在地がつくば市である当事業所は5級地であり、現在の1単位の単価が10.45円となります。
※7	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が当該基準を満たした場合に算定されます。なお、日常生活継続支援加算を算定しない場合に、サービス提供体制加算を算定する事とする。

※8	科学的介護推進体制加算Ⅱとは、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に情報提出を行い、入所者に提供する施設サービスの質を向上させていくため、PDCA（※）サイクルにより更なる向上に努める事を評価した加算。
※9	個別機能訓練加算Ⅱとは、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合で、かつ個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定する加算。
※10	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った事を評価した加算。
※11	排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）とは、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った事を評価した加算。
※12	減額とは ＊第1段階・・・住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 【預貯金等の資産状況（単身）1000万以下（夫婦）2000万以下】 ＊第2段階・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）650万以下（夫婦）1650万以下】 ＊第3段階(1)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円を越えて120万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）550万以下（夫婦）1550万以下】 ＊第3段階(2)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が120万円を越える方【預貯金等の資産状況（単身）500万以下（夫婦）1500万以下】 ＊第4段階・・・住民税課税世帯に属する方
※13	介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※14	生活機能向上連携加算(Ⅱ)とは、外部医療提供施設の理学療法士との連携により、利用者の身体状況を確認し、3月に1回を限度として個別機能訓練計画を見直す事を評価した加算。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。

※PDCAサイクル・・・Plan（計画書等の作成）Do（計画書等に基づいたケアの実施）Check（評価）Action（改善）
 PDCAサイクルの循環に基づき、質の高いケアに繋げていく取り組み。